

平成 30 年
第 2 回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 平成 30 年 2 月 28 日 (水) 午後 2 時～

2. 場 所 穎娃保健センター

3. 出席委員 (19 人)

会長 1 番 寶代 行廣・

会長職務代理 2 番 今市 範男

委員 3 番 栗ヶ窪 和治 4 番 下之門 信洋 5 番 宮原 耕一

6 番 東 鈴子 7 番 田中 司 8 番 君野 潤二

9 番 松村 孝徳 10 番 吉崎 久男 11 番 菊永 多佳子

12 番 宮原 俊郎 13 番 徳永 映子

15 番 東垂水 勝秀 16 番 永山 明美 17 番 梶山 俊孝

18 番 栢木 いさ子 19 番 大隣 初美 20 番 月野 貴

最適化推進委員 (17 人)

寺田義文 飯山 猛 奥菌克年 福留繁美 東 浩一 宮原福義

塗木久代 内園哲郎 上野康久 大隣講平 仁田尾三男 外菌順子

内門章一 桐木平洋一 六反田達郎 鮫島正一 菌田誠

4. 欠席委員 (1 人)

委員 14 番 松永 正美

推進委員 (3 人) 祝迫正哉 有村 暢 塗木清栄

5. 議 題

○ 開会の宣告

○ 会長諸般の報告

○ 事務局長諸般の報告

○ 開議の宣告

○ 日程第 1 会議録署名委員の指名

○ 日程第 2 会期決定の件

○ 日程第 3 議案審議に係る通知事案について

○ 日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告について

○ 日程第 5 議案第 5 号 農地所有適格法人の承認について

○ 日程第 6 議案第 6 号 農業振興地域整備変更計画書 (案) の意見決定
について

○ 日程第 7 議案第 7 号 農地法第 5 条による農地転用許可後の事業計画変

更に対する承認について

- 日程第 8 議案第 8 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について
- 日程第 9 議案第 9 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定
に

ついて

- 日程第 10 議案第 10 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利
用集積計画に対する意見決定について
- 日程第 11 議案第 11 号 平成 30 年度農作業標準賃金の承認について
- 日程第 12 議案第 12 号 南九州市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関
す

る指針」の承認について

- その他 13
- 閉議の宣告
- 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芝原 和己

農政係長 加治佐和彦 係員 松元 久美 川原 三健

農地係長 上野 誠 係員 川畑 和成 橋村 将平

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時

事務局長 定刻になりましたのでご起立願います。

「一同 礼」

ご着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。委員から一身上の都合により、松永 委員から欠席届が提出されております。ただいまの出席人員は 19 名で、会議の定足数に達しております。また、本日は推進委員の方にも出席いただいております。

これより平成 30 年第 2 回南九州市農業委員会を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の 175 頁をご覧くださいと思います。（諸般の報告をおこなう）

議 長 続きますして事務局諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 諸般報告をおこなう。

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手の上、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第1 会議録署名委員の指名をおこないます。会議録署名委員は会議規則第19
条
第2項の規定によ19番 大隣初美 委員, 20番 月野 委員を指名し, 会議書記に加
治
佐農政係長を指名いたします。

議 長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日2月28日の1日間としたいと思いますが、
ご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議 長 続きますして、日程第3 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めま
す。

農地係長 農用地利用集積計画の合意解約について説明いたします。3 号からになります。
農用地利用集積計画による通知事案です。21 件の合意解約がなされました。うち議
案
審議に係る分が、18 件です。詳細は4 号～6 号をご覧ください。内容は、賃貸人が、
穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、賃借人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん ほかの申し入れ

辺

です。解約の主導は、借り人主導によるものが7件、貸し人主導によるものが14件、
となっております。地目ごとの内訳は、田が7筆で5,489㎡、畑が25筆33,349㎡、
合計32筆38,838㎡の合意解約となります。地域別では、穎娃4件、知覧9件、川

8件となっております。以上で、説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でござい
ますので、ご了承いただきたいと思えます。

議 長 続きまして、日程第4農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。
事務局に説明を求めます。

農政係長 それでは、資料は10頁からになります。今回新規で認定されたのは3件です。再
認

4

定が12件あります。先ず、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、妻と二人で甘藷
ha、キャベツ2haの経営を行っていましたが、今後規模の拡大と、機械の導入、農
地

地

の連担化を図り経営の安定と省力化に努めたい考えです。
経営改善目標を達成するために、農業委員会による優良農地の斡旋や経営管理、
生

生

産方式の合理化を図るとともに制度資金を活用し作業用機械の整備を行いたい考え
です。
次に、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで主に〇〇地域で、義父の元で就
農していましたがこの度経営を引き継ぎました。今まで同様原料用甘藷を中心に冬
作

作

の野菜を植えていきたいと思えます。作付面積は維持し、収量の増加と効率化を図
り

り

たい考えです。
経営改善目標を達成するために、経営管理・生産方式の合理化に努めるとともに、
農

農

業制度資金を活用を希望しておられます。

で
え
生
農

次に、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。現在、主に知覧町〇〇地域で3人で茶4.7ha
甘藷7ha、加工大根1.3haの経営を行っています、今後父から経営を引き継いだの
規模の拡大と、機械の導入、農地の連担化を図り経営の安定と省力化に努めたい考
です。

経営改善目標を達成するために、農業委員会による優良農地の斡旋や経営管理、
産方式の合理化を図るとともに制度資金の導入や補助事業等を活用し作業用機械や
業施設の整備を行いたい考えです。
再認定についてはお目通しください。

議 長

只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委 員

「なし」の声あり

議 長

質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でござい
ま
すのでご了承いただきたいと思います。

議 長
に

これより審議に入ります。まず、日程第5 議案第5号 農地所有適格法人の承認
についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

農政係長

〇

休

す。

m²

業要

それでは、農地所有適格法人の承認について説明いたします。今回は、穎娃町〇
の〇〇〇〇さんの案件です。法人
の事業内容としましては、農産物の生産・加工・販売及び観光農園の運営並びに農園
憩宿泊所等の経営等で、会社設立は平成29年12月、構成員は3人となっていま
資本金の額は200万円で、経営計画書にありますように、今後農地を取得し5,134
の経営面積になります。農地所有適格法人は「法人形態要件」「構成員要件」「事
業要件」「業務執行役員要件」の4つの要件を全て満たさなければなりません。「法人

形態
従事
農
役
こと
は
に
農業
の生
半
報告

要件」については、株式会社です。「構成員要件」については出資者3人で、常時
する農業関係者が総議決権の2分の1を超えております。「事業要件」については、
産物の生産・加工・販売等が主な事業となっております。「役員要件」についても、
員の過半が法人の農業・農作業に従事します。以上、全ての要件を満たしている
こと
をご報告いたします。

次に、知覧町〇〇の〇〇〇〇
さんの案件です。法人の事業内容としましては、農産物（茶）の生産・加工・
販売等で、会社設立は平成30年1月、構成員は4人となっております。資本金の額
は
300万円で、今後農地を取得し13,800㎡の経営面積になります。「法人形態要件」
に
ついては、株式会社です。「構成員要件」については出資者4人で、常時従事する
農業
関係者が総議決権の2分の1を超えております。「事業要件」については、農産物
の生
産・加工・販売等が主な事業となっております。「役員要件」についても、役員の過
半
が法人の農業・農作業に従事します。以上、全ての要件を満たしていることをご
報告
いたします。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。

議 長 質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。議案第5号に係る案件ついて
は、
申請どおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって議案第5号に係る案件については、申請どおり許可することに決定されました。

議長 次に、日程第6議案第6号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定についてを議題といたします。まずもって現地調査員の報告をお願いいたします。まず栗ヶ窪 委員お願いします。

栗ヶ窪委員 2月19日、菊永 多佳子 委員、事務局及び関係者立ち会いのもと、現地調査をお

こないました。番号1番、2番、6番、7番について報告いたします。

先ず23番、番号1番です。申請人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇です。申請地は、穎娃町〇〇〇〇、宅地の1,940.54㎡です。変更理由は、申請人は工務店を営んでいますが、不足していた資材置場として、〇〇〇〇の旧人參選果場を平成21年に購入しましたが、農用地区域の農業用施設のままであったため、農

用

地区域からの除外をするものです。申請地は、穎娃庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は25～27番をご覧ください。申請地は、農用地区域内にありますが、〇〇〇〇より購入する際に手続きを怠ったものです。農用地区域の外周部に位置しており、「農用地区域からの除外」については、やむを得ないもの

のと

判断しました。

次に、番号2番です。申請人は、東京都千代田区の〇〇〇〇〇です。申請地は、穎娃町〇〇他1筆、牧場の703㎡です。変更理由は、申請人は、〇〇〇〇に太陽光発電施設を設置するため工事中です。当初

計

画地に含まれていた申請農地2筆が、未相続地であったためその筆を除いた計画で

平

成29年11月に太陽光発電施設を建設するため農地法第5条の転用許可を受けまし

た。

今回、相続手続きが完了したので申請農地2筆を加え、太陽光発電施設を建設する

も

のである。申請地は、穎娃庁舎から〇〇kmの〇〇〇〇〇の太陽光発電施設建設予定地内に位置します。詳細は、28～30番をご覧ください。申請地は、農用地区域で

す

が、他に農地はなく今回の除外で同予定地内は農用地はなくなり当初予定の区域内

全

農地の除外が完了となり「農用地区域からの除外」については、やむを得ないもの

と判
書
た
の
集
団
断
事
「農
の
○
及
ま
ま
で
を
流し

断しました。なお、同時に農地法第5条による農地転用許可後の事業計画変更申請

と転用許可申請が提出されておりますので、のちほどご審議させていただきます。

次に、24 号、番号6番です。申請人は、いちき串木野市の○○○○さんです。申請地は、知覧町○○他1筆、畑の1,921 m²と山林の1,112 m²、合計3,033 m²です。変更理由は、日照条件のよい申請地に太陽光発電施設を設置する

ため、農用地区域からの除外をするものです。申請地は、知覧庁舎から○○に○○km

○○集落の南側付近に位置します。詳細は 40～43 号をご覧ください。申請地は、農用地区域内にありますが、他の農地には耕作道路が確保されているため、

化及び作業効率への支障はなく、用排水路等にも支障を及ぼす恐れもないものと判断

しました。また代替地については、数ヶ所検討したが、適当な場所がなかったとの

です。雨水排水は、排水路を設置し道路側溝に放流する計画です。このことから、

「農用地区域からの除外」については、やむを得ないものと判断しました。

次に、番号7番です。申請人は、知覧町○○の○○○○さんです。申請地は、知覧町○○、畑の405 m²です。変更理由は、申請人は、借家住まいで手狭になってきたため、申請地を父から譲り受けて一般住宅を建築しようとするもの

であり、農用地区域からの除外をするものです。申請地は、知覧庁舎から○○に○○

kmの○○集落に位置します。詳細は 44～46 号をご覧ください。申請地は、農用地区域内にありますが、他の農地には耕作道路が確保されているため、集団化

及び作業効率への支障はなく、用排水路等にも支障を及ぼす恐れもないものと判断し

ました。また代替地については、数ヶ所検討したが、適当な場所がなかったとのこと

です。現状のままで利用し、よう壁を設けるので土砂流出の恐れはなく、雨水はため

掛けて道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は、合併浄化槽で処理後道路側溝に放

判断

ます。このことから、「農用地区域からの除外」については、やむを得ないものと判断しました。

現地調査の報告を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長

次に菊永 委員お願ひします。

菊永委員

番号3番, 4番, 5番について報告いたします。

す。

先ず, 番号3番です。申請人は, 知覧町〇〇の〇〇〇〇です。申請地は, 知覧町〇〇, 畑の1,092 m²です。変更理由は, 日照条件のよい申請地を譲り受けて太陽光発電施設を設置するため, 農用地区域からの除外をするもので

路

申請地は, 知覧庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は 31～33 頁をご覧ください。申請地は, 農用地区域内にありますが, 他の農地には耕作道

を

が確保されているため, 集団化及び作業効率への支障はなく, 用排水路等にも支障

適

及ぼす恐れもないものと判断しました。また代替地については, 数ヶ所検討したが,

のこ

当な場所がなかったとのことです。雨水排水は, 道路側溝に放流する計画です。こ

な

とから, 「農用地区域からの除外」については, やむを得ないものと判断しました。

議

お, 同時に農地法第5条の転用許可申請が提出されておりますので, のちほどご審

していただきます。

角材

次に, 番号4番です。申請人は, 知覧町〇〇の〇〇〇〇です。

借

申請地は, 知覧町〇〇, 畑の1,048 m²です。変更理由は, 申請人

知

は, 建設業を営んでおり, 工事で使用するシラス砂や製材前の丸太木材, 製材後の

等を置く場所が不足しているため, 会社の製材工場に隣接して利便の良い申請地を

り受けて, 資材置場を設置するため, 農用地区域から除外するものです。申請地は,

いる

覧庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は, 34～36 頁をご覧ください。申請地は, 農用地区域内にありますが, 他の農地には耕作道路が確保されて

い
に隣
画
判断
のち
に
た
〇〇
の
替
は、
は、
出
ま

ため、集団化及び作業効率への支障はなく、用排水路等にも支障を及ぼす恐れもな
ものと判断しました。また代替地については、数ヶ所検討したが、自社の製材工場
接している申請地が最適だったとのことです。雨水排水は、道路側溝に放流する計
です。このことから、「農用地区域からの除外」については、やむを得ないものと
しました。なお、同時に農地法第5条の転用許可申請が提出されておりますので、
ほどご審議していただきます。

次に、番号5番です。申請人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、
知覧町〇〇、畑の2,134㎡です。変更理由は、申請人は鉄筋工
事業を営んでおり、借りている作業場及び資材置場は狭く、また借家住まいで手狭
なってきたため、申請地を譲り受けて一般住宅及び作業場、資材置場等を整備する
ため、農用地区域から除外するものです。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇kmの
集落に位置します。詳細は、37～39頁をご覧ください。申請地は、農用地区域内に
ありますが、他の農地には耕作道路が確保されているため、集団化及び作業効率へ
支障はなく、用排水路等にも支障を及ぼす恐れもないものと判断しました。また代
替地については、数ヶ所検討したが、適当な場所がなかったとのことです。雨水排水
道路側溝に放流する計画です。このことから、「農用地区域からの除外」について
やむを得ないものと判断しました。なお、同時に農地法第5条の転用許可申請が提
出されておりますので、のちほどご審議していただきます。現地調査の報告を終わり
ます。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 次に宮原耕一委員お願いたします。

宮原耕委員 番号8番について報告いたします。変更理由は、申請人は養豚業を営んでおり、

養

豚場の隣接地で利便の良い申請地を借り受けて、浄化槽を整備しようとするもので、農用地から農業用施設用地への「用途区分の変更」となっております。申請地は、

川辺

庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落の北側付近に位置する。詳細は、議案資料の47～49頁の地図をご覧ください。申請地は、農用地区域内にありますが、他の農地に

は

耕作道路が確保されているため、集団化及び作業効率への支障はなく、用排水路等

に

も支障を及ぼす恐れもないものと判断しました。代替地については、施設の性質上、

既

存の豚舎に近い場所が不可欠であるため、他に求めるものではありません。このこ

と

から、農用地から農業用施設用地への「用途区分の変更」については、やむを得な

いも

のと判断しました。なお、同時に農地法第5条の転用許可申請が提出されておしま

す

ので、のちほどご審議していただきます。現地調査の報告を終わります。ご審議方

よろ

しくお願いいたします。

議 長

ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長

補足説明いたします。

用排

農業振興地域の変更条件には、代替地の検討、農地の集団化・作業効率への影響、

ら

水路への影響、土地改良事業等の有無について検討することとなっています。これ

つ

の条件につきましては、現地調査員の報告のとおりであります。土地改良事業等に

次農

いては、番号1番、2番、3番、6番は実施されておられません。番号4番は、第2

第

業構造改善事業(〇〇2工区)がS53年度実施され、S55年度に完了公告が、5番は、

告

2次農業構造改善事業(〇〇6工区)がS55年度に実施され、S56年度に完了公告が、7番は、県営農地開発事業(〇〇地区4工区)がH元年度に実施され、H2年度に完了公

の
用
な
お願

が、8番は団体営ほ場整備事業(〇〇2工区)がS53年度に実施され、S56年度に工事完了がなされており、知覧町土地改良区及び川辺町土地改良区よりやむを得ない旨の意見書が農政課へ提出される予定です。このことから、番号1番から7番までの農用地区域からの除外、番号8番の農用地区域から農業用施設用地への変更はやむを得ないものと判断されると思います。以上で、補足説明を終わります。ご審議方宜しくお願

議 長
お

只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について、審議をお願いいたします。

議 長

質問、ご意見はございませんか。

梶山委員
り
区

38・39㊦を見ているのですが、この申請地の〇〇のところを境に区域内と区域外に分かれているようなのですが、前の㊦の37㊦を見ると39㊦をみても住宅もありますが農地が広がっているように見えますが、この39㊦を見ますと畑地のところも区域外になっているようですがこの境は正しいのですか。

農地係長

39㊦の境は、農政課から示されているのもですから間違いはないと思います。

梶山委員

良く見てみると区域外のところに畑も多いような気がしたものですから。

事務局長
丁
う
は
か

37㊦の地図を見ていただくと知覧地域の委員の方はよくご存知かと思いますが、度真ん中に〇〇という記載があってそこに五差路があるかと思いますが、ちょうど〇〇〇〇が建っているところで、この上の方は畑が広がっていて、ちょうどこの申請地から前の方は集落が広がっているところですが、東側の方には農地の広がりがあるのですが、ちょうどその境のところと考えていただければいい

ま
議 長 と思います。したがって外周部にあたるところと考えていただければいいかと思
います。

議 長 他に質問ご意見はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。議案第6号 農業振興地域整備
変 更計画書（案）については、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見と
す ることにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第6号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議 長 次に、日程第7議案第7号 農地法第5条による農地転用許可後の事業計画変更
対 する承認についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 51頁、審議番号1番について説明いたします。申出者は、東京都千代田区の〇〇
〇〇
農 電 手 転
です。申出者は、太陽光発電事業を営んでおり、現在〇〇
〇〇に太陽光発電施設を設置するため工事中です。当初計画地に含まれていた申請
地2筆が、未相続地であったためその筆を除いた計画で平成29年11月に太陽光発
電 施設を建設するため農地法第5条の転用許可等を受けました。今回申請農地の相続
手 続きが完了したので、申請農地2筆を加え、太陽光発電施設を建設するものである。
転 用許可を受けた畑1筆4,860㎡、牧場35筆90,085㎡に加え、山林15筆28,591㎡、
原野56筆188,925㎡、雑種地5筆8,925㎡、宅地4筆13,678.53㎡、その他7筆1,209
㎡の全体123筆、面積336,273.53㎡を一体として太陽光発電施設を建設する計画に、

線
増
い

これに申請農地2筆を加え、全体面積336,976.53㎡を一体として太陽光発電施設(パネル69,900枚,20,000kw)を建設する計画となります。議案資料の52・53ページの斜部分が今回追加した申請農地です。今回の変更は用地2筆の追加による全体面積の増でパネルの配置等の変更はなく軽微なものと判断されます。新たに追加した畑については、5条申請でご審議して頂きます。議案第7号について提案説明する。

議
意

長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。質問、ご意見はございませんか。

委
員

「なし」の声あり

議
長

質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第7号に係る案件については、申請どおり承認することにご異議ございませんか。

委
員

「異議なし」の声あり

議
長

た。

異議なしと認めます。
よって議案第7号に係る案件については、申請どおり承認することに決定されました。

議
長

次に、日程第8議案第8号 農地法第3条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明をいたさせます。

農地係長
に

件に

町

それでは、農地法第3条の規定による農地等の権利移動の許可申請に対する許可についてご説明申し上げます。55ページからになります。今回の申請は、所有権移転19件になります所有権移転について、譲渡人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は穎娃〇〇の〇〇〇〇さん ほかの申請であります。内訳は、田が8筆で6,612㎡、畑が21筆で27,908㎡、合計29筆34,520㎡となっています。理由は、1,2,3,9,16,17,18番が規模拡大、4番が弟より、6番が知人より、15番が父より受贈、5,7,10,11,19番が相手方の要望、8,12,13,14番が営農開始によるものとなっております。

りま
円
べ
べ
し

す。土地の取引価格につきましては、10a あたり、田が 300,000 円から 1,014,200
で。畑が 200,000 円から 584,795 円で売買される予定です。地域別では、穎娃 4 件、
知覧 5 件、川辺 10 件でございます。法第 3 条第 2 項各号の判断については、58～67
の調査書及び 68～70 の営農計画書のとおりでございます。以上の案件については、
農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、事務局としましては、許可要件のす
てを満たしていると判断いたします。以上でございます。ご審議方宜しくお願い致
ます。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第 8 号については、申請どおり許可することにご異議ございません
か。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第 8 号の案件については、申請どおり許可することに決定いた
します。

議 長 次に、日程第 9 議案第 9 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取
決定についてを議題といたしますが、まずもって現地調査員のご報告を求めます。
まず、所有権移転の 12 件の報告をお願いします。まず君野 委員をお願いします。

君野委員 所有権移転の審議番号 1 番、9 番、11 番、12 番について報告いたします。
先ず、審議番号 1 番です。譲受人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇です。譲渡
人が、神奈川県横浜市の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇

た
ま
の
け
柵
て
と
し
現
こ
陽

，畑の1,428 m²です。譲受人は，食肉加工業を営んでおり，現在，既存工場の東側に工場増設を計画しています。計画している工場への進入路である公道が狭く，また大型トラックも通行し危険であるため土地を提供し公道を拡幅する計画も進めています。提供する土地は，現在，従業員及びトラックの駐車場として利用しており，そのため既存工場の道路反対側に位置する申請農地1筆と山林1筆，宅地4筆を譲り受けて，一体利用して駐車場50台分を整備しようとするものです。申請地は，知覧庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は，議案資料の76～78ページの地図をご覧ください。申請地の南側は道路に，ほかは一体利用する宅地及び山林に接しています。最高50cm程度の切土を行うが，よう壁を設け，防護柵を設置するので土砂流出等の恐れはなく，雨水は水路に放流し，日照通風等については緩衝地を設け，また駐車場としての利用であり影響を及ぼす恐れはなく，このことから，駐車場への転用は，やむを得ないものと判断いたしました。

次に，審議番号9番です。譲受人が，神奈川県川崎市の〇〇〇〇さんです。譲渡人が，愛知県名古屋市の〇〇〇〇さんです。申請地は，川辺町〇〇，畑の416 m²です。申請地に隣接する宅地を購入するにあたり，申請地も併せて購入して欲しい要望があり，申請地に桜・楓等を植林して山林として管理しようとするものです。申請地は，川辺庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は，議案資料の97・98ページの地図をご覧ください。申請地の北側は同時に取得する宅地に，東側及び南側は道路に，西側は水路を挟んで畑に接しています。

状のままで利用するので土砂流出等の恐れはなく，雨水は自然流下で水路へ放流し，日照・通風等については，緩衝地を設けて植林するので影響を及ぼす恐れはなく，このことから，山林への転用は，やむを得ないものと判断いたしました。

次に，審議番号11番です。譲受人が，鹿児島市新栄町の〇〇〇〇です。譲渡人が，広島県安芸郡府中町の〇〇〇〇さん他1名です。申請地は，川辺町〇〇他2筆，畑の1,157 m²です。申請地は，日当たりが良く太陽光発電に適していることから，申請地及び宅地1筆を譲り受けて一体利用して太

の〇〇

状

貯

及

判

光発電施設を設置しようとするものです。申請地は、川辺庁舎から〇〇に〇〇k m

集落に位置します。詳細は、議案資料の102～104頁の地図をご覧ください。申請地の西側は、一体利用する宅地と道路に、ほかは宅地及び山林に接しています。現

のままで利用し、土留め工事もするので土砂流出等の恐れはなく、雨水は施設内に

留し、浸透により処理し、日照・通風等については隣接する農地はないので影響を

及ぼす恐れはなく、このことから、太陽光発電施設への転用は、やむを得ないものと

判断いたしました。

次に、審議番号12番です。譲受人が、鹿児島市西別府町の〇〇〇〇〇です。

譲渡人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇

、畑の423㎡です。申請地は、日当たりが良く太陽光発電に適していること

から、申請地及び山林2筆譲り受けて、一体利用して太陽光発電施設を設置しよう

と

するものです。申請地は、川辺庁舎から〇〇に〇〇k mの〇〇集落に位置しま

す。詳細は、議案資料の105～107頁の地図をご覧ください。申請地の北側と東側は

一体利用する山林に、西側は畑に、南側は道路に接しています。一部50cm程度の盛土及び切土を行うが、現状のままで利用するので土砂流出等の恐れはなく、雨水は

施

設内に貯留し、浸透により処理します。日照・通風等については、施設高を1.6m

程

度とするので影響を及ぼす恐れはなく、このことから、太陽光発電施設への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終わります。

議 長

次に菊永 委員お願いします。

菊永委員

所有権移転の審議番号2番、5番、6番について報告いたします。

先ず、審議番号2番です。譲受人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇〇です。譲渡人

が、知覧町〇〇の〇〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇、

畑の1,092㎡です。申請地は、日当たりが良く太陽光発電に適していることから、

申

請地を譲り受けて太陽光発電施設を設置しようとするものです。現地場所は、先

ほ

と説明しましたので省略致します。詳細は、議案資料の79～81頁の地図をご覧ください。

さい。申請地の北側及び西側は畑に、南側は宅地と畑に、東側は道路に接していません。現状のままで利用するので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で道路側に放流し、日照・通風等については施設高1.8m程度であり影響を及ぼす恐れはなく、このことから、太陽光発電施設への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号5番です。譲受人が、鹿児島市新栄町の〇〇〇〇です。譲渡人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇他1筆、田の990㎡です。申請地は、日当たりが良く太陽光発電に適していることから、申請地を譲り受けて太陽光発電施設を設置しようとするものです。申請地は、覧庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置する。詳細は、議案資料の87～89頁の地図をご覧ください。申請地の北側は宅地に、西側は山林に、南側は水路を挟んで宅地に、東側は道路に接しています。現状のままで利用するので土砂流出の恐れはなく、雨水は施設内に貯留し、浸透により処理します。日照・通風等については、施設高1.8m程度とするので、影響を及ぼす恐れはなく、このことから、太陽光発電施設への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号6番です。譲受人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇です。譲渡人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇，畑の2,134㎡です。譲受人は、鉄筋工事業を営んでおり、現在借りている作業場及び資材置場が狭くなり、また借家住まいで手狭になってきたため、申請地を譲り受けて一般住宅及び作業場、資材置場等を整備するものです。現地の場所は、先ほど明しましたので省略致します。詳細は、議案資料の90～92頁の地図をご覧ください。申請地の北側は水路を挟んで道路に、西側は水路を挟んで畑に、ほかは畑に接しています。現状のままで利用し、よう壁等を設けるので土砂流出の恐れはなく、雨はため枡を設け道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は、合併浄化槽で処理後道路側溝に放流します。日照・通風等については、緩衝地を設けるので、影響を及ぼす恐

れ
い

はなく、このことから、一般住宅及び作業場、資材置場等への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終わります。

議 長 次に粟ヶ窪委員お願いします。

粟ヶ窪委員 所有権移転の審議番号3番、4番について報告いたします。

まず、審議番号3番です。譲受人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇です。譲渡人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇〇〇、畑の2,260㎡です。譲受人は木材加工業を営んでいます。現在使用している資材置場の一部を返却するため、木材加工工場の隣接地で利便の良い申請地を譲り受けて、資材置場を整備しようとするものです。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇〇〇〇〇に位置します。詳細は、議案資料の82・83頁の地図をご覧ください。申請地の北側は保安林に、東側は山林と道路に、南側は道路に、西側は木材加工工場に接しています。現状のままです。土砂流出の恐れはありません。雨水は自然流下で処理し、日照・通風等については、周囲には農地はないので影響を及ぼす恐れはなく、このことから、資材置場への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号4番です。譲受人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇〇〇、畑の1,119㎡です。申請地は、日当たりが良く太陽光発電に適していることから、申請地を譲り受けて太陽光発電施設を設置しようとするものです。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の84～86頁の地図をご覧ください。申請地の西側は道路に、北側と東側は宅地に、南側

は
を
を

畑に接しています。現状のままです。土砂流出の恐れは、雨水はため枡設けパイプを設置して西側の道路側溝に放流し、日照・通風等については、緩衝地設けるので、影響を及ぼす恐れはなく、このことから、太陽光発電施設への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終わります。

議 長 次に宮原耕一委員お願いします。

宮原耕委員 所有権移転の審議番号7番、8番、10番について報告いたします。

まず、審議番号7番です。譲受人が、南さつま市加世田東本町の〇〇〇〇さんです。譲渡人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇

り
〇〇
に
通
用
ら
路
化
影
判
申

、畑の404㎡です。申請地の南側に隣接する宅地建物を親族が経営する会社従業員の寮として利用するが、駐車場がなくまた進入が難しいので、申請地を譲り受けて駐車場及び通路として整備し貸し付けるものです。申請地は、川辺庁舎から〇〇mの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の93・94頁の地図をご覧ください。申請地の北側及び西側は道路に、東側は畑と宅地に、南側は山林と宅地に接しています。最高1m程度の盛土を行うが、よう壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で道路側溝に放流し、日照・通風等については、駐車場・通路の利用であり影響を及ぼす恐れはなく、このことから、貸駐車場及び通路への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号8番です。譲受人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇、畑の257㎡です。譲受人は、現在借家住まいで手狭になってきたことから、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。申請地は、川辺庁舎から〇〇に〇〇mの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の95・96頁の地図をご覧ください。申請地の北側は宅地に、西側及び南側は転用許可済みの畑に、東側は道路に接しています。最高30cm程度の盛土を行うが、よう壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水はため枘を設け道路側溝に放流し、汚水・生活雑排水は、合併浄化槽で処理後道路側溝に放流します。日照・通風等については、緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れはなく、このことから、一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号10番です。譲受人が、南さつま市加世田〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が、愛知県春日井市の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇、畑の781㎡です。申請地は、日当たりが良く太陽光発電に適していることから、申請地を譲り受けて太陽光発電施設を設置しようとするものです。

申請地は、川辺庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の99～101頁の地図をご覧ください。申請地の南側と東側は宅地と畑に、西側は道

路

に、北側は畑に接しています。一部 50cm 程度の盛土を行うが、現状のままで利用するので土砂流出等の恐れはなく、雨水は施設内に貯留し、浸透により処理します。

日

照・通風等については、緩衝地を設けて設置するので影響を及ぼす恐れはなく、こ

の

ことから、太陽光発電施設への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。現

地

調査の報告を終わります。

議 長

次に、使用貸借権設定の 2 件分についてまず、菊永委員お願いします。

菊永委員

108 号、使用貸借権設定の審議番号 1 番について報告いたします。借人が、知覧町〇

〇

の〇〇〇〇です。貸人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇、畑の 1,048 m²です。申請人は、建設業を営んでおり、工事で使用するシラス砂や製材前の丸太木材、製材後の角材等を置く場所が不足しているため、会社の製材工場に隣接して利便の良い申請地を借り受けて、資材置場を設置しようとするものです。現地場所は、先ほど説明しましたので省略致します。詳

細

は、議案資料の 109・110 号の地図をご覧ください。申請地の北側と東側は道路に、西側は畑に、南側は製材工場に接しています。現状のままで利用するので、土砂等が流

出

する恐れはなく、雨水は自然流下で道路側溝に放流し、日照通風等については、緩衝

地

を設けるので影響を及ぼす恐れはなく、このことから、資材置場への転用は、やむを

得

ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終わります。ご審議方よろしく願

いいたします。

議 長

次に宮原耕一委員お願いします。

宮原耕委員

使用貸借権設定の審議番号 2 番について報告いたします。借人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。貸人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇、田の 516 m²です。申請人は現在借家住まいで手狭になってきたことから、申請地を妻から借り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。なお、申請面積が一般住宅の基準の 500 m²を超えていますが農地として残しても狭小であり、やむを

得ないと判断しました。申請地は、川辺庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の111・112ページの地図をご覧ください。申請地の北側及び南側は田に、ほかは水路を挟んで道路に接しています。最高50cm程度の盛土を行うが、土留め工事を行うので土砂等が流出する恐れはなく、雨水はため枡を設け水路に放流し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理後水路に放流します。日照・通風等については、緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れはなく、このことから、一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

現地調査の報告を終わります。ご審議方よろしく願いいたします

議 長 次に、地上権設定分1件について報告を粟ヶ窪 委員お願いします。

粟ヶ窪委員 16ページ、地上権設定の審議番号1番について報告いたします。

借人が、東京都千代田区の〇〇〇〇です。貸人が、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、穎娃町〇〇他1

筆、牧場の703㎡です。借人は、〇〇牧場に太陽光発電施設を設置するため工事中であり、未相続地であった申請農地の相続手続きが完了したので、申請農地2筆を

加

えて、太陽光発電施設を建設するものです。現地の場合は、先ほど説明しましたの

で

省略致します。詳細は、議案資料の117～119ページの地図をご覧ください。申請地の2ヶ所はいずれもソーラーパネルの設置予定地内に属し周囲に農地はありません。建

設

地全体で、最高7.1mの盛土を、最高5.0mの切土を行うが、土留め工事及び法面保護、防護柵等を設置するので土砂流出等の恐れはない。雨水については、計画地の

外

周部に側溝等を設置して調整池へ導水する。調整池は、計画地の北側に2カ所、南

側

に1カ所設置し、水路に放流する。日照・通風等については施設高が2m程度であり、特に影響を及ぼす恐れはなく、このことから、太陽光発電施設への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終わります。ご審議方よろ

し

くお願いいたします。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 先ず、所有権移転の審議番号1番から6番について補足説明いたします。立地基準ですが、審議番号1番、3番、4番、5番は、〇〇地域等に存在す

る
は、
ね
以
地
の
まし
過
金
で
は、
い
陽
州
番
思
太

る農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地の「その他の農地」と判断されます。審議番号2番は、上水道及び下水道が敷設された幅員4m以上の市道に面しており、かつ概ね500m以内に〇〇〇〇と〇〇〇〇があるため、第3種農地の都市的環境整備農地と判断されます。審議番号6番は、周囲に10ha以上の集団性があり、生産性が高いため第1種農地と判断されますが、申請地周辺には概ね50m以内に3戸以上の住宅が連担しているため、第1種農地中で例外的に許可できる「集落接続施設」に該当すると思われます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、審議番号1番から6番の申請者は、過去に違反転用等を行ったことが無く、審議番号1番から5番は全額自己資で、審議番号6番は、全額融資で賄う計画で申請書に添付されました書類確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者審議番号1番から6番とも農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の許認可等については、審議番号2番、4番、5番の太陽光発電分は、経済産業省からの太陽光発電設備に係る設備認定通知書と九州電力からの工事費負担金請求書が添付されており、また審議番号2番、6番は、農振農用地であるため同時申請で農振除外の申請がなされております。あとは特に必要ありません。また、許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから、審議番号1番の駐車場、2番、4番、5番の太陽光発電施設へ、審議番号3番の資材置場へ、審議番号6番の一般住宅、

作
域」
区
当
て、
に
が
添
行
と
号
係
り、
思
一
を
し

業所，資材置場 他への転用はやむを得ないと判断するところです。

次に，所有権移転の審議番号 7 番から 12 番について補足説明いたします。立地基準ですが，審議番号 7 番から 9 番は，都市計画法で「第 1 種住居地」として用途区域が定められていることから，第 3 種農地の「都市計画用途区域内農地」と判断されます。審議番号 10 番から 12 番は，〇〇地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから，第 2 種農地の「その他の農地」と判断されます。続きまして，一般基準の資力及び信用ですが，審議番号 7 番から 12 番の申請者は，過去に違反転用等を行ったことが無く，審議番号 7 番，10 番は全額融資で，8 番は自己資金及び融資で，9 番，11 番，12 番は自己資金で賄う計画で申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用為の妨げになる者は，審議番号 7 番から 12 番とも農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の許認可等については，審議番号 10 番，11 番，12 番の太陽光発電分は，経済産業省からの太陽光発電設備に係る設備認定通知書と九州電力からの工事費負担金請求書が添付されており，あとは特に必要ありません。また，許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから，審議番号 7 番の貸駐車場及び通路へ，8 番の一般住宅へ，9 番の山林へ，10 番から 12 番の太陽光発電施設への転用はやむを得ないと判断するところです。

次に 108 号，使用貸借権設定の審議番号 1 番，2 番について補足説明いた

地
超
す
種
び信
つ
考
す
は、
と
審議
ほ
判断
違反
画

ます。立地基準ですが、審議番号1番は、周囲に10ha以上の集団性があり、生産性が高いため第1種農地と判断されますが、既存施設の製材工場の敷面積が4,311.29㎡で、今回の拡張部分が1,048㎡で既存施設の2分の1を超えないので、第1種農地の中で例外的に許可できる既存施設の拡張に該当すると思われます。審議番号2番は、〇〇地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地の「その他の農地」と判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については、審議番号1番は、自己資金で、2番は全額融資で賄うまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えられます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の許認可等については、また審議番号1番は、農振農用地であるため同時申請で農振除外の申請がなされております。あとは特に必要ありません。これらのことから、審議番号1番の資材置場へ、番号2番の一般住宅の転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、116ページの地上権設定の審議番号1番です。立地基準ですが、先ほど説明したとおり申請地は、〇〇〇〇の太陽光発電施設建設予定地内に位置し、〇〇地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地の「その他の農地」と判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については全額融資でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると

考
す
の
更
微
つ
に今
し
る
ま
す。

えます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当
るものはいません。関係行政庁の許認可等は、今回の 2 筆分により計画地
面積が増えますが、パネル枚数及び発電出力については前回許可分から変
なしです。経済産業省からの太陽光発電設備に係る設備認定通知書は、軽
な変更申請の手続き中であり、また九州電力からの工事費負担金請求書に
いては、変更なしとのことです。排水等につきましても、前回許可分の時
回の 2 筆分も含めて協議済みであり、あらためての協議は不要とのこと
た。これらのことから、太陽光発電施設への転用はやむを得ないと判断す
ところ
です。以上で、補足説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致し
す。

議 長

只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議
を
お願いします。
質問、ご意見はございませんか。

吉崎委員

116 号の案件での方は 30 畝ほどの地上権を設定していますが地上権設定の場合も
し大雨などで土砂流失等の災害が発生した場合、その責任は貸人に行くのか借り人
に行くのかどちらでしょうか。

農地係長

責任となれば〇〇〇〇に行くと思われま

吉崎委員

貸人に責任の発生は無いという事ですね。

農地係長

そのように考えています。

吉崎委員

地上権の設定というのは他にもあるのですか。

農地係長 金融機関からの融資の際に地上権設定を求められる案件があるようで、過去にも何件かありました。

下之門委員 ○○○○はまだ製材業をやっているのですか。

農地係長 現地調査の時そのような説明でした。

議 長 他に質問、ご意見は御座いませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第9号 農地法第5条申請に対する許可並びに諮問決定に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。
よって議案第9号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議 長 次に、日程第10 議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18 第1項及び20 条2の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 農業経営基盤強化促進法 第18 条第1項の規定による農用地利用集積計画の意見決定について説明いたします。121 号からになります。先ず「所有権移転」についてですが、譲渡人は、大阪府豊中市の○○○○さん、譲受人は穎娃町○○の○○○○さん他9 件であります。理由は、農地売買等事業によるものが1 件、他は規模拡大によるものとなっております。地目の内訳は畑が13 筆の15,625 ㎡であります。申請農地の取引価格については、10a 当り98,280 円～900,900 円で売買される予定です。地域別では、穎娃3 件、知覧6 件、川辺1 件となっております。

次に、「賃貸借利用権」の設定であります。124 号からになります。利用権を設定する者は、穎娃町○○の○○○○さん、利用権の設定を受ける者は、穎娃町○○の○○○○

覧
定
〇〇〇〇
域
て
常
有

さん、ほか144件になります。設定面積は、田が115筆で83,272㎡、畑が82筆で118,629㎡の合計197筆の201,901㎡になります。地域別では、穎娃が8件、知

が23件、川辺が113件、合計144件となっております。

次に、「貸借利用権の転貸権設定」であります。143筆からになります。利用権を

設定する者は、川辺町〇〇の〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者は、鹿児島市〇〇の〇〇〇〇、になります。設定面積は、田が87筆の59,854㎡、畑が7筆で11,204㎡になります。地域別では川辺4件となっております。

次に「使用貸借権設定」の設定であります。153筆からになります。利用権を設

定する者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、穎娃町〇〇の

〇〇〇〇
他19件になります。設定面積は、田が12筆の5,385㎡、畑が62筆の75,540㎡、農業用施設が2筆の8,862㎡で合計76筆、89,787㎡になります。地

域別では、穎娃3件、知覧13件、川辺4件、合計20件となっております。以上、全

ての案件について利用集積計画を確認しましたところ、その内容は基本構想に適合し、その農用地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に

常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を

有する者の全ての同意が得られていることを確認いたしました。

以上で説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長

只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、所有権移転の番号4番については松村 委員が貸借利用権設定の番号52番については今市 委員が、貸借利用権の転貸の番号3番については月野委員が議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、ご意見はございませんか。

議 長

質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第10号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件の内、所有権移転の番号4番を除く9件と貸借利用権設定の番号52番を除く案件143件と貸借利用権の転貸の3番を除く3件とそして使用貸借利用権の全案件については、申請どおり適当意見とすることに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって議案第10号の案件の内、所有権移転の番号4番を除く9件と賃貸借利用権設定の番号52番を除く案件143件と賃貸借利用権の転貸の3番を除く3件とそして使用貸借利用権の全案件については、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議長 引き続き、議案第10号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。松村 委員・今市 委員・月野 委員にお諮りします議事の進行上、議事参与の制限に該当する案件については、一括して議事を進行したいところであります。ご異議ございませんか。

関係委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

それでは、議事参与の制限に該当する案件について審議を行いますので、関係委員の退室を求めます。

(松村 委員・今市 委員・月野 委員 退室)

議長 これより、質疑を行います。質問、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質疑がございませんので、採決いたします。

議案第10号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の内、所有権移転の番号4番と賃貸借利用権設定の番号52番と賃貸借利用権の転貸の3番については、申請どおり適当意見とすることにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。よって、議案10号の内、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。松村委員・今市委員・月野 委員の入室を許可いたします。

(松村 委員・今市委員・月野 委員 入室)

議 長 関係委員に報告いたします。議案第 10 号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見することに決定されました。

議 長 次に、日程第 11 議案第 11 号 平成 30 年度農作業標準賃金の承認についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農政係長 議案第 11 号 平成 30 年 度農作業標準賃金の承認についてご説明申し上げます。

議 案書は 161 ページからになります。去る 2 月 13 日知覧庁舎において、「南九州市農業標準協議会」が開催され、審議がなされました。協議会の委員は 3 地区の農作業受託者、委託者、農業委員の代表と農業公社職員の 12 名で構成されており、10 名の出席で協議をいたしました。協議の結果としまして、まず、一般農作業賃金についてですが、県の最低賃金単価が、29 年 10 月 8 日付けで、1 時間当たり 715 円から 737 円に正されております。8 時間を掛けますと、5,896 円になりますので、現行の 5,800 円は下回ってしまうために、100 円値上げして 5,900 円といたしました。併せて、山林業も 100 円値上げして、6,900 円としております。

燃料 次に委託作業についてですが、去年の協議結果が、「料金は据え置きとするが、費の値上がりについては、毎年協議を行う。」となっております。燃料費につきましては、原油生産国の出荷調整などにより、現在値上がり傾向にあります。去年の 2 月と比較しますと、軽油が 12.6 円、ガソリンが 12.5 円値上がりしている状況です、ただ平成 25 年 26 年と比較すると、ともに 10 円以上安い状態にあります。隣接する市の状況ですが、指宿、枕崎、南さつま、各市が昨年と同額とするという決定、あるいは見込みとなっております。また、南九州市農業公社との事前協議を行い、農業公社の

受託
れ、
そ
し
と
会
発
いい

作業料金につきましては、据え置きの方針でありました。また、その後決定がなされ、受託作業については、市と同じ作業区分のものは据え置きとなっております、またそれ以外の委託作業料金につきましても、29年と同額に据え置くことに決定いたしました。ただ近年燃料費のみならず人件費の上昇等もあり来年度、南九州市農業公社等の事前協議を早め実施して両者の意思確認を行うこととしました。以上が、協議会での決定でございます。本日の会議で農業委員会の承認をいただきましたら、3月発行の「農業委員会だより」に掲載し、一般に公表することになります。審議方お願いいたします。

議 長

只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、ご意見はございませんか。

委 員

「なし」の声あり

議 長

質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

る

議案第11号 平成30年度農作業標準賃金の承認については、原案どおり承認することとし、4月1日から適用することにご異議ございませんか。

委 員

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。

用

よって、議案第11号については、原案どおり承認することとし、4月1日から適用することに決定いたします。

議 長

次に、日程第12議案第12号南九州市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の承認についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農政係長

い

「農

べ

の

利

さ

と

と

つ

施

の

農

そし

実施

り

携

目標

7

南九州市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について説明いたします。農業委員会等に関する法律第6条第2項に農業委員会の所管事務として「農業委員会はその区域内における農地等の利用の最適化の推進（農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保並びに農業経営の拡大，耕作の事業に供される農地等集団化，農業への新たな農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農地等の利用の効率化及び高度化の促進をいう）に関する施行に関する事務を行う。」と規定され，第7条第1項において農地等の利用の最適化の推進に関する目標と方法を指針として定めるよう規定されております。そこで，平成29年12月に農政課等関係機関と協議を行い①遊休農地の発生と防止について②担い手への農地利用の集積・集約にいて，そして③新規参入の促進についての3項目についてその目標を設定しました。遊休農地につきましては，現状把握と解消目標ですが，現状把握については現在実施している利用状況調査等で把握した数値を記載し，解消については中間管理機構と連携や，非農地判断で目標3%を達成できるように記載しております。次に担い手への農地利用の集積・集約については「人・農地プランの」見直し，中間管理機構の活用で，それらの基礎となる農地の出し手，受け手に対する意向調査（アンケート）を実施して農地等の情報の把握をすることで県の目標90%を達成できるように記載しております。最後に新規参入の促進については，平成28年度の実績を基に，関係機関と連携し新規参入者の掘り起こしと，農業委員・推進委員のフォローアップ活動により，年度には新規参入者個人60人と5法人を確保するよう目標を設定しました。法律第

か
で
りま
な

条第1項の規定によりこの指針を定める時は、農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならないとされていることから、推進委員の皆様にもお意見を求めるものがございます。今回定めた目標は、国、県から示された非常に高い目標値となっておりますが、この大きな目標に向かって農業委員及び推進委員の皆様に頑張っていただかなければなりません。忌憚のないご意見をお聞かせください。

議 長

只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。質問、ご意見はございませんか。

梶山委員

参考の担い手の育成・確保のところで、認定農業者の数と認定新規就農者の数がありますが、新規の数をこれだけ上積していくという事ですか。

農政係長

これについては、ここに記載されているのはその年までの目標値です。総農家戸数は減少していますが、中核農家の育成を行っていくというのが基本的な考えです。

梶山委員

という事は農家戸数が減少しているので、認定農家戸数は上積されても平成35年で770経営体にしかならないという事ですか。

事務局長

が
る
又、

梶山委員から指摘のあったその通りでございます。2～3年前は850経営体がありました。それが29年3月で767経営体に減っているわけです。これは複数の方が共同で法人を立ち上げたり、高齢の方が更新をしなかったりという形で認定を受け方が減っていると、そういう事で目標最終年には、認定農家で770経営体を確保し認定新規就農者を35経営体にするというのが目標でございます。

議 長

他に質問ご意見はありませんか。

委 員

「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第12号 南九州市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の承認については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第12号については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議長 次に、日程第13その他でございますが、委員の方々から何かござい
ませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 無いようでございますが、事務局は何かございませんか

事務局長 議案書169のその他鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検
活動について説明及び今後の日程について連絡する。

農政係長 今後の会議日程等について説明

議長 只今の件について、ご質問はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 他にございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 無いようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議 長 これにて本日の会議を閉じ、併せて平成30年第2回南九州市農業委員会を閉会
いたします。ご起立願います。

事務局長 「一同 礼」

閉 会 午 後 時

南九州市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 _____

会議録署名委員 19番 _____

会議録署名委員 20番 _____